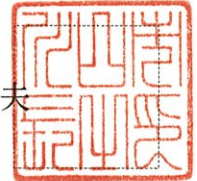


川教学発第294号
令和6年7月25日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年3月28日執行の学校教育部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（学務課）

学務課の使用料において、歳入の収入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和5年度の放課後児童クラブ利用料収入について、出納整理期間中における当該年度分の利用料収入については、令和6年5月31日までを令和5年度分の歳入として収入し、適正に事務を執行いたしました。

